

医学研究の利益相反に関する指針細則

一般社団法人日本肝臓学会

日本肝臓学会は学会員の利益相反(conflict of interest: COI)状態を公正にマネジメントするために「医学研究の利益相反に関する指針」を策定した。本指針は本学会における医学研究の公正・公平さを維持し、学会発表での透明性、社会的信頼性を保持しつつ産学連携による臨床研究の適正な推進を図るために、日本内科学会、日本消化器病学会などの関連学会の指針を基盤として策定したものである。本指針の適正かつ円滑な運用のために「臨床研究の利益相反に関する指針の細則」を次のとおり定める。

第1条（本学会講演会などにおけるCOI事項の申告）

第1項 会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する研究集会・学術講演（総会・大会・部会等、教育講演会）、市民公開講座などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、臨床研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間におけるCOI状態の有無を、抄録登録時に様式1により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は該当するCOI状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式1-Aにより、あるいはポスターの最後に所定の様式1-Bにより開示するものとする。該当するCOI状態がない場合は発表・講演スライドの最初（または演題・発表者・講演者などを紹介するスライドの次）に様式1-Cにより、あるいはポスターの最後に所定の様式1-Bにより明示するものとする。

第2項 「医学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学研究に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

医学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）

医学研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

医学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係

医学研究について研究助成・寄付などを行っている関係

医学研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係

寄付講座などのスポンサーとなっている関係

第3項 発表演題に関連する「医学研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学的研究であって、人間を対象とするものをいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとする。個人を特定できる試料またはデータに当たるかどうかは厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとする。

第2条（COI自己申告の基準について）

COI自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）

の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

株式の保有については、1つの企業についての年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。

企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上とする。

企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上とする。

企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計100万円以上とする。

企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から臨床研究(受託研究費、共同研究費、委任経理金など)に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。

企業・組織や団体が提供する治験費、奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。

企業・組織や団体が提供する寄付講座に所属している場合とする。

その他、研究、教育、診療とは無関係な旅費、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

第3条(本学会機関誌などにおける届出事項の公表)

第1項 本学会の機関誌(「肝臓」「Hepatology Research」)などで発表(総説、原著論文など)を行う著者全員は、発表内容が本細則第1条第2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去1年間以内におけるCOI状態を投稿規定に定める「Disclosed Potential Conflict of Interest」(様式2-A「Hepatology Research Conflict of Interest Disclosure Statement」あるいは、様式2-B日本肝臓学会機関誌：自己申告によるCOI報告書)を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。この「Disclosed Potential Conflict of Interest」の記載内容は、論文末尾、AcknowledgmentsまたはReferencesの前に掲載される。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにするCOI状態は、「臨床研究のCOIに関する共通指針」の 。申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第2条にしたがう。「肝臓」「Hepatology Research」以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、届けられた「Disclosed Potential Conflict of Interest」は論文査読者には開示しない。

第2項 本学会が編集に携わった診療ガイドラインなどの刊行にあたっては、関係した作成委員、評価委員、統括委員のCOI状態をまとめて刊行物中に開示しなければならない。この開示は記載内容に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

第4条(役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出)

第1項 本学会の役員(理事長、理事、監事)、学術集会(総会、大会、部会等)会長、市民公開講座等担当責任者、各種委員会の委員長、特定の委員会(在り方検討委員会、財務委員会、

和文誌・欧文誌編集委員会，倫理委員会，利益相反委員会など）委員，本学会の事務職員は、「臨床研究の COI に関する共通指針」の ．申告すべき事項について、就任時の前年度 1 年間における COI 状態の有無を所定の様式 3 にしたがひ、新就任時と、就任後は 1 年ごとに、COI 自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既に COI 自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COI の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

第 2 項 様式 3 に記載する COI 状態については、「医学研究の利益相反に関する指針」の ．申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第 2 条で規定された基準額とし、様式 3 に従ひ、項目ごとに金額区分を明記する。様式 3 は就任時の前年度 1 年分を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たな COI 状態が発生した場合は、8 週以内に様式 3 を以て報告する義務を負うものとする。

第 5 条（COI 自己申告書の取り扱い）

第 1 項 学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は提出の日から 2 年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から 2 年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2 年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。

第 2 項 COI 情報は、当該個人と学会の活動との間における COI の有無・程度を判断し、本学会としてその判断に従ったマネジメントならびに措置を講ずるために、本細則に従ひ、学会の理事、関係役職者において随時利用できるものとする。利用に際しては、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない（守秘義務）。

第 3 項 COI 情報は、第 5 条第 2 項の場合を除き、原則として非公開とする。COI 情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示若しくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開される COI 情報の当事者は、理事会若しくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第 4 項 特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会に対応できないと判断された場合には、理事長は当該問題を取り扱う特定の理事 1 名、本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成される利益相反調査委員会を設置する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから 30 日以内

内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

第6条（利益相反委員会）

理事会が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は知り得た会員のCOI情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、利益相反に関する指針並びに本細則に定めるところにより、会員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。また、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切であった場合、当該会員にその旨を通知し、COIの修正報告を勧告するなどの適切な指導を行なう。委員にかかわるCOI事項の報告並びにCOI情報の取扱いについては、第5条の規定を準用する。

第7条（違反者に対する措置）

第1項 本学会の機関誌（「肝臓」「Hepatology Research」）などで発表を行う著者、ならびに本学会学術集会などの発表予定者によって提出されたCOI自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会としての社会的説明責任を果たすために利益相反委員会は十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を講ずるものとする。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、利益相反委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議の上、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を検討する。また、関係者の行為が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、倫理委員会に諮問し、適切な措置を講じることができる。

第2項 本学会の役員、各種委員会委員長、COI自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告されたCOI事項に問題があると指摘された場合には利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時は役員及び委員は退任し、理事長は役員候補者及び委員候補者に対する委嘱を撤回することができる。

第8条（不服申し立て）

第1項：不服申し立て請求

第7条1項により、本学会事業での発表（学会機関誌、学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者および、第7条2項により役員および委員の退任あるいは委嘱撤回の決定を受けた者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した決定理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第2項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、

審査委員会という)を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。COI委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。

2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長、COI委員会委員長並びに不服申し立て者から意見を聴取することができる。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事会に提出する。
4. 理事会は不服申し立てに対する審査委員会の裁定をもとに最終処分を決定する。

第9条（守秘義務違反者に対する措置）

COI情報をマネジメントする上で、個人のCOI情報を知り得た学会事務局職員は学会理事、関係役職者と同様に第5条第2項に定める守秘義務を負う。正規の手続きを踏まず、COI情報を意図的に部外者に漏洩した学会員、事務局職員に対して、理事会はそれぞれ除名、解雇などの罰則を科すことができる。

第10条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。倫理委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

第1条（施行期日）

本細則は、平成23年6月4日(通常総会終了翌日)から2年間を試行期間とし、平成25年4月1日より完全実施する。

- 2 本細則は、平成24年6月9日(通常総会終了翌日)に改訂し、平成25年4月1日より完全実施する

第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療及び医学研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として数年ごとに見直しを行うこととする。

第3条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

第4条（「医学研究の利益相反に関する指針」VII. 指針違反者への措置と説明責任について）

本指針の試行開始後、当分の間「VII.指針違反者への措置」については施行を見合わせる。この間、理事会は利益相反委員会とともに本則の趣旨説明に務め、COI報告の完全実施を奨励する。

発表者の COI 申告書

登録番号: _____

著者名: _____

論文題名: _____

共同演者全員について登録時から遡って過去 1 年以内での発表演題に関連して、開示すべきCOI関係にある企業・組織または団体との利益相反状態を記載する。

項目	該当の状況	有の場合、企業名などの記載
① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職などの有無と報酬額 (1つの企業・団体から年間 100 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
	(親族) 有 ・ 無	
② 株の保有と、その株式から得られる利益 (1つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
	(親族) 有 ・ 無	
③ 企業や営利を目的とした団体から特許使用料として支払われた報酬 (1つにつき年間 100 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
	(親族) 有 ・ 無	
④ 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料など (1つの企業・団体からの年間合計 100 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料 (1つの企業・団体から年間合計 100 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費(委託受託研究、共同研究)など (1つの企業・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金(奨励寄付金)などの有無 (1つの企業・団体から支払われた総額が年間 200 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	
⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	(本人) 有 ・ 無	
⑨ 研究とは無関係な旅行、贈答品など (1つの企業・団体から年間 5 万円以上のものを記載)	(本人) 有 ・ 無	

本利益相反自己申告書は、抄録掲載後 2 年間保管されますが、不採用の場合は、破棄され返却されません。

申告日 年 月 日

筆頭発表者(自署) _____

学術集会にて、下記のスライド例にてCOI状態を開示する。

様式1-A 学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態がない時、

<p>日本肝臓学会 COI 開示 筆頭発表者名 ○○○○</p> <p>演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などはありません。</p>

様式1-B 学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態がある時

<p>日本肝臓学会 COI 開示 筆頭発表者名 ○○○○</p> <p>演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業などとして、</p> <table><tr><td>①顧問:</td><td>なし</td></tr><tr><td>②株保有・利益:</td><td>なし</td></tr><tr><td>③特許使用料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>④講演料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>⑤原稿料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>⑥受託研究・共同研究費:</td><td>○○製薬</td></tr><tr><td>⑦奨学寄付金:</td><td>○○製薬</td></tr><tr><td>⑧寄付講座所属:</td><td>あり(○○製薬)</td></tr><tr><td>⑨贈答品などの報酬:</td><td>なし</td></tr></table>	①顧問:	なし	②株保有・利益:	なし	③特許使用料:	なし	④講演料:	なし	⑤原稿料:	なし	⑥受託研究・共同研究費:	○○製薬	⑦奨学寄付金:	○○製薬	⑧寄付講座所属:	あり(○○製薬)	⑨贈答品などの報酬:	なし
①顧問:	なし																	
②株保有・利益:	なし																	
③特許使用料:	なし																	
④講演料:	なし																	
⑤原稿料:	なし																	
⑥受託研究・共同研究費:	○○製薬																	
⑦奨学寄付金:	○○製薬																	
⑧寄付講座所属:	あり(○○製薬)																	
⑨贈答品などの報酬:	なし																	

学術集会にて、ポスター掲示の最後にCOI状態を開示する。

様式1-C 申告すべきCOI状態の開示方法

<p>筆頭発表者</p> <p>演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業などはありません。</p>	<p style="text-align: center;">筆頭発表者のCOI 開示</p> <table><tr><td>①顧問:</td><td>なし</td></tr><tr><td>②株保有・利益:</td><td>なし</td></tr><tr><td>③特許使用料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>④講演料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>⑤原稿料:</td><td>なし</td></tr><tr><td>⑥受託研究・共同研究費:</td><td>○○製薬</td></tr><tr><td>⑦奨学寄付金:</td><td>○○製薬</td></tr><tr><td>⑧寄付講座所属:</td><td>あり(○○製薬)</td></tr><tr><td>⑨贈答品などの報酬:</td><td>なし</td></tr></table>	①顧問:	なし	②株保有・利益:	なし	③特許使用料:	なし	④講演料:	なし	⑤原稿料:	なし	⑥受託研究・共同研究費:	○○製薬	⑦奨学寄付金:	○○製薬	⑧寄付講座所属:	あり(○○製薬)	⑨贈答品などの報酬:	なし
①顧問:	なし																		
②株保有・利益:	なし																		
③特許使用料:	なし																		
④講演料:	なし																		
⑤原稿料:	なし																		
⑥受託研究・共同研究費:	○○製薬																		
⑦奨学寄付金:	○○製薬																		
⑧寄付講座所属:	あり(○○製薬)																		
⑨贈答品などの報酬:	なし																		

Hepatology Research
Self-reported Potential Conflict of Interest
Disclosure Statement

Author's name: _____

Manuscript No. _____

Manuscript Title: _____

Each author is required to complete and return this form to the corresponding author.
The corresponding author should upload the forms online

When submitting a revised manuscript to *Hepatology Reserach*, all authors are required to disclose any financial relationship (**within the past 12 months**) with a biotechnology manufacturer, a pharmaceutical company, or other commercial entity **that has an interest in the subject matter or materials discussed in the manuscript**. The matters requiring disclosure are outlined in the JSIM Conflict of Interest Policy (IV. Matters Requiring Disclosure).

When a manuscript has been accepted for publication, all of the disclosures will appear in the article as a "Conflict of Interest Statement" in *Hepatology Research* as follows:

Conflict of Interest Statement

A (author name) serves as a consultant to Z (entity name); B's spouse is chairman of Y; C received a research grant from X; D received lecture fees from V; E holds a patent on U; F has been reimbursed by T for attending several conferences; G received honoraria for writing promotional material for S; H has no conflict of interest.

If you, your spouse, or other immediate family member, has any of the listed relationships with a commercial entity that has an interest in the subject matter in your manuscript, please refer it to the JSIM's definition for potential conflict of interest which must be disclosed. And then, check the appropriate "Yes" box below and provide details. If the listed relationship does not apply to you or your family member, check the appropriate "No" box.

Personal Financial Interests

Area	No	If Yes: List the name(s) of authors and commercial entity(ies) and use as much space as necessary	
1. Employment/Leadership position/ Advisory role (1,000,000 yen* or more)			
2. Stock ownership or options (Profit of 1,000,000 yen or more/ownership of 5% or more of total shares)			
3. Patent royalties/licensing fees (1,000,000 yen or more)			
4. Honoraria (e.g. lecture fees) (1,000,000 yen or more)			
5. Fees for promotional materials (e.g. manuscript fee) (1,000,000 yen or more)			
6. Research funding (2,000,000 yen or more)			
7. Others (e.g. trips, travel, or gifts, which are not related to research) (50,000 yen or more)			

* 1000 yen was equivalent to 9.47 US\$ or 6.42 Euro on September 23, 2009.

*The yen exchange rate for September 23, 2009 was 1000 yen = 9.47 US\$ (6.42 Euro). Please refer to the current currency exchange rate for Japanese yen at:

<http://www.x-rates.com/d/JPY/table.html>

Corresponding author's signature: _____

Date of Completion: _____

All of the forms from each author need to be uploaded online or sent to the editorial office, and submitted with the revised manuscript at the time of submission by the corresponding author.

肝臓:自己申告によるCOI報告書

著者名: _____

論文題名: _____

(著者全員について、投稿時から遡って過去 1 年間以内での発表内容に関する企業・組織または団体との COI 状態を記載)

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	例、日本太郎：大西洋製薬 富士山高志：ABC 製薬
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体から年間合計 100 万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 100 万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 5 万円以上	有・無	

(本 COI 申告書は論文掲載後 2 年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

Corresponding author (署名) _____ ㊞

役員などの COI 自己申告書 (就任時の前年度 1 年間:平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

一般社団法人 日本肝臓学会理事長 小池 和彦 殿

申告者氏名(会員番号): _____ (_____)

所属(機関・教室/診療科)・職名: _____

本学会での役職名: 理事長 理事 監事 学術集会担当責任者(会長等)

市民公開講座等責任者

特定委員会名: 委員会委員長 在り方検討委員会 財務委員会 和文誌・欧文誌編集委員会

倫理委員会 利益相反委員会 GL 策定に関わる委員会 学会従業員

その他

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(最近 1 年間の本株式による利益) (□有・□無)

(1つの企業の株式の 5%以上保有のもの、あるいは当該株式の 1 年間の配当及び売却利益が 100 万円以上のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (□有・□無)

(1つの特許使用料が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) (□有・□無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分: ①50 万円以上 200 万円未満 ②200 万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (□有・□無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50万円以上200万円未満 ②200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (□有・□無)

(1つの臨床研究(治験、共同研究、受託研究など)に対して支払われた総額が年間200万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①治験 ②産学共同研究 ③受託研究

金額区分：①200万円以上1000万円未満 ②1000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄付金 (□有・□無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に支払われた総額が年間200万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分：①200万円以上1000万円未満 ②1000万円以上

8. 企業などが提供する寄付講座 (□有・□無)

(企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

9. その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など) (□有・□無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上20万円未満 ②20万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者の申告事項

該当者氏名（申告者との関係）： _____（ _____ ）

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額（□有・□無）

（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載）

	企業・団体名	役職（役員・顧問など）	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益（最近1年間の本株式による利益）（□有・□無）

（1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載）

	企業名	持ち株数	申告時の株値（株あたり）	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬（□有・□無）

（1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載）

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上500万円未満 ②500万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本肝臓学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名 _____

（本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間保管されます）

受付番号： _____